

大阪府立大学クロスアポイントメント制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学(以下「本学」という。)における教育・研究・産学連携活動を推進するため、公立大学法人大阪教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第2条第2項に規定する教員のうち中百舌鳥事業場、羽曳野事業場及びりんくう事業場で勤務する者(以下「教員」という。)が、本学の教員の身分を保有したまま公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)以外の機関(以下「相手方機関」という。)の職員として雇用され、本学及び当該相手方機関の業務を行うこと並びに相手方機関の職員の身分を有する者が、当該相手方機関の身分を保有したまま本学の教員として雇用され、当該相手方機関及び本学の業務を行うこと(ただし、兼業によるものを除く。以下「クロスアポイントメント制度」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(制度の適用)

第2条 本学は、本法人と当該相手方機関との間でクロスアポイントメント制度に関する協議が成立した場合に、クロスアポイントメント制度を適用することができる。

2 クロスアポイントメント制度を適用できる相手方機関は、前条に定める目的に合致し、かつ次に掲げるものに限るものとする。

(1) 国立大学法人、公立大学法人、私立大学法人及び研究機関(ただし、外国の機関を含み、営利企業を除く。)

(2) 前号に掲げるもののほか、本法人が必要と認める機関

3 クロスアポイントメント制度の適用期間は、1月以上3年までを目安とし、理事長が特に必要と認める場合には3年を超える期間とすることができる。ただし、大阪府立大学教員の任期に関する規程第2条第1項に定めるところにより任期を付して雇用する教員については、当該任期を超えることができない。

(申請及び承認)

第3条 自らについてクロスアポイントメント制度の適用を希望する教職員及び他機関の職員等についてクロスアポイントメント制度の適用を希望する教職員は、所属の長に申し出るものとする。

2 所属の長は、前項に規定する申し出があったときは、教授会等の審議を経て、クロスアポイントメント制度を適用する必要があると認める場合に限り、学長に申し出るものとする。

3 学長は、前項に規定する申し出があったときは、クロスアポイントメント制度を適用する必要があると認める場合に限り、理事長に申し出るものとする。

4 理事長は、前項に規定する申し出があったときは、学長の意見を踏まえ、クロスアポイントメント制度の適用の承認又は不承認を決定するものとする。

5 理事長は、前項に規定する決定をしたときは、その旨を所属の長に通知するものとする。

(制度適用期間中の所定勤務時間及び給与等の取扱い)

第4条 クロスアポイントメント制度を適用する教員(以下「本制度適用教員」という。)の所定勤務時間の取扱いについては、公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)の規定にかかわらず、法人と相手方機関との協議により決定する。

- 2 前項の規定による協議により決定された所定勤務時間と勤務時間等規程に定める所定勤務時間との差に相当する時間についての給与は支給しない。
- 3 本制度適用教員の給与の取扱いについては、公立大学法人大阪教職員給与規程の規定にかかわらず、本法人又は相手方機関のいずれか(以下この項において「支払機関」という。)を通じて一括支給することを原則とする。この場合において、他方の機関は、支払機関に対して給与負担金(当該機関が支給すべき給与相当額(雇用に関して付随するものを含む。以下同じ。))を指す。)を支払うものとする。
- 4 本法人が支払機関となる場合において、当該支給額がクロスアポイントメント制度の適用がない場合における給与相当額を下回るときは、クロスアポイントメント制度の適用期間中、本法人は本制度適用教員に対し、必要な補填を行うなどの措置を講ずることがある。
- 5 クロスアポイントメント制度の適用期間は、本法人が支給する退職手当の算定の基礎となる在職期間に通算する。ただし、相手方機関から退職手当(退職手当に相当する手当を含む。)が支給される者については、当該退職手当の額を控除するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度を適用しようとする教員の就業に関し必要な事項は、本法人と相手方機関との協議により決定する。

(協定書の締結等)

第5条 理事長は、教員にクロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、相手方機関の長と協定書を締結しなければならない。

- 2 理事長は、前項の協定書の内容並びに本法人及び相手先機関の担当業務及び期間等の労働条件について、クロスアポイントメント制度を適用しようとする教員の同意を文書で得なければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。